

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針の一部改正について

令和4年4月27日  
内閣総理大臣決定

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成30年3月30日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項</p> <p>1. 指定活用団体の業務</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>(1) 基本的業務</p> <p>    [①～③ 略]</p> <p>④ 休眠預金等交付金の受入れ</p> <p>    指定活用団体は、[略]以下の措置を講ずることを民間公益活動促進業務規程に定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> <li>・ 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあつては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施すること</li> </ul>	<p>第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項</p> <p>1. 指定活用団体の業務</p> <p style="text-align: center;">[同左]</p> <p>(1) 基本的業務</p> <p>    [①～③ 同左]</p> <p>④ 休眠預金等交付金の受入れ</p> <p>    指定活用団体は、[同左]以下の措置を講ずることを民間公益活動促進業務規程に定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [同左]</li> <li>・ 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあつては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施すること。<u>なお、当分の間は、法第29条第1項の趣旨を踏まえて当該見込額を同項に規定される運用資金に組み入れること</u></li> </ul>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この決定は、令和4年4月27日から施行する。
- 2 この決定による改正後の第3の1.(1)④に規定する執行残見込額の組み入れについては、令和4年3月31日から適用する。